

独立行政法人農林漁業信用基金漁業信用保険業務運営委員会運営規程の一部改正（案）新旧対照表

| 改 正 案 | 現 行 |
|---|--|
| <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>(議事)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>委員長は、やむを得ない事情により会議を開く余裕がないと認めるときは、重要な事項を除き、適当と認める方法により、委員から意見を徴し又は賛否を問い、その結果をもって運営委員会の議決とすることができる。</u></p> <p>4 <u>前項の規定により議決された事項については、委員長は次に開かれる運営委員会において、当該議決について報告するものとする。</u></p> | <p>第 1 条～第 4 条 (略)</p> <p>第 5 条 (略)</p> <p>2 (略)</p> |
| <p>第 6 ～ 7 条 (略)</p> <p>(議事概要)</p> <p>第 8 条</p> <p>1 (略)</p> <p>2 (略)</p> <p>3 <u>第 5 条第 3 項の規定により議決を行った場合の議事概要には、議事の時期、議案及び議事の結果を記載するものとする。</u></p> | <p>第 6 ～ 7 条 (略)</p> <p>(議事概要)</p> <p>第 8 条 (略)</p> |
| <p>第 9 ～ 11 条 (略)</p> <p><u>附 則</u></p> <p><u>この規程は、平成 3 0 年 4 月 1 日から施行する。</u></p> | <p>第 9 ～ 11 条 (略)</p> |